

託送供給等約款の認可について

2024年1月17日
関西電力送配電株式会社

当社は、2023年12月1日、電気事業法第18条第1項^{*1}に基づき、2024年度より発電側課金制度が導入されることに伴い、当該内容に係る供給条件の設定を行うとともに、発電側課金単価の設定および需要側託送料金単価の見直しを含む託送供給等約款^{*2}の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

[\(2023年12月1日お知らせ済み\)](#)

本日、経済産業大臣から、当社が申請した内容にて認可をいただきました。認可された主な内容は、以下のとおりです。

当社は、引き続き、第1規制期間となる2023～27年度の5年間に達成すべき目標を明確化した事業計画を着実に遂行し、安全・安定供給はもとより、電力のゼロカーボン化、レジリエンス強化といった社会的便益の達成に向けて、全力で取り組んでまいります。

○認可された主な内容

(1) 発電側課金制度の導入

発電側課金制度とは、電力システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現状は小売電気事業者等が負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、系統利用者である発電事業者等に一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものです。

国の審議会において、需要地近郊など送配電設備の追加増強コストが小さい地域に接続する電源に対して、発電側課金の負担額を軽減する割引制度が導入されること等が整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(2) 発電側課金単価の設定および需要側託送料金単価の見直し

(参考) 発電側総合単価および需要側電圧別平均単価

○発電側総合単価

・ 57 銭 / kWh^{※3}

○需要側電圧別平均単価

・ 特別高圧 : 2 円 0 3 銭 / kWh (2 円 3 8 銭 / kWh)^{※3}

・ 高 圧 : 4 円 3 4 銭 / kWh (4 円 8 5 銭 / kWh)^{※3}

・ 低 圧 : 7 円 8 2 銭 / kWh (8 円 2 0 銭 / kWh)^{※3}

(3) その他供給条件の見直し

1. 需要側託送料金における制限中止割引の廃止

制限中止割引とは、自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電等、需要者の電気の使用を制限または中止した場合に基本料金を割り引くものです。

今回、需要側託送料金の制限中止割引を廃止することで相応の業務効率化効果が期待できることを踏まえ、2024年度をもって廃止することとしたため、当該内容を供給条件に反映しました。

2. 一次調整力の機能のみを提供する電源等の扱い

一次調整力を単一調整力として落札した場合には、需給調整市場に関する契約による調整電力量の精算は行わず、託送供給等約款におけるインバランスに包含して精算すると整理されたことから、託送供給等約款におけるインバランスの算定上、当該電源等を調整電源または調整負荷として扱わない旨を供給条件に反映しました。

3. 翌々日計画の提出

2024年度から、電力広域的運営推進機関における需給注意報発出要否の検討において、翌々日断面の広域予備率の算出が必要であり、各事業者の翌々日計画の提出が求められたことから、当該計画の提出に係る内容を供給条件に反映しました。

○実施日

2024年4月1日より実施します。

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※3：規制期間のうち、2024～2027年度の4年平均。単価は消費税等相当額を除く。（ ）内は改定前の電圧別平均単価。

以 上

別紙：[料金単価表](#)